

道路運送法等関係法令違反に対する警告書等の 交付について（報告）

令和03年12月20日、東北運輸局秋田運輸支局より下記の弊社自動車営業所
に対する「文書警告」が交付されましたのでご報告致します

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後交通株式会社 取締役社長 齋藤 善一
(法人番号：6410001008788)
秋田県横手市前郷二番町4番地10号

営業所：横手営業所
秋田県横手市神明町14番地15号

2. 行政処分等年月日 令和03年12月17日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 監査の端緒

令和03年09月17日、当該営業所の乗合バスが、秋田県横手市の県道交
差点で複数の車両と衝突し、重軽傷者を生じる事故が発生したことにより、同
年10月4日に秋田運輸支局が監査を実施

5. 違反の概要

(1) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則 第38条 第1項)

(連絡先)

事業本部運行課 0182-32-4115